

入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、既に投入した入札書を撤回できるものではない。
- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - (4) 入札の辞退等により入札参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめる。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 入札書以外による入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 郵便による入札は、入札の公示等においてその旨指示した場合に限り認める。
- 2 入札に参加する者は、印鑑（認印で可）を持参すること。また、代理人が入札をする場合は、入札執行前に委任状を提出すること。
- 3 入札書は、工事（委託）名称等を記載すること。
- 4 落札者は、入札者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札者とする。但し、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札者は失格とし、再度入札に参加することはできない。また、最低制限価格を設けない場合において、入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札回数は1回限りとする。落札者がなかった場合は不調とし、指名人を替え再入札を執行する。ただし予定価格を公表していない入札の回数は3回を限度とする。
- 7 入札当日は見積内訳書（数量の積算が確認できること）を必ず持参すること。
- 8 設計書、図面及び仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておくこと。当日、仕様書の疑義についての回答はしない。
- 9 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

10 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、適切な職員の配置ができない場合は事前に申し出ること。(建設業法第26条及び契約約款第10条関係)

第4条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後10日以内(委託は7日以内)に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と工期の着工日は、契約書類等提出日とする。工期の完了日は入札指名通知書に示したとおりとする。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 工事請負契約の場合、入札指名通知書に示す契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。
- 4 落札者が、建設業退職金共済制度に加入している場合は、掛金収納書を提出すること。
- 5 落札者が近江八幡市内にある事業所を建設工事入札参加有資格者名簿に登録している場合は、指名通知を行った前日において技術職員調に掲載されている技術職員を配置すること。

第5条 その他

- 1 入札書又は見積書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 指名を受けた者または、競争に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。

第3条 入札に際しての注意事項

2に記載されている件について、代理人が入札をする場合は、入札執行前に委任状を提出して下さい。

7に記載している件について、入札当日に貴社の見積書をチェックいたしますので、必ず見積内訳書を持参され、応札時に先に提出され、その後入札書の提出をお願いいたします。

見積内訳書の様式は任意のものとしませんが、業者名、見積もり作成者の氏名を記入し、応札額に合わせた金額で作成願います。

(見積内訳書の内容について説明を求める場合があります。)

見積内訳書の提出が無い場合、入札に参加出来ません。

入札書は封筒に入れる必要はありません。

入札書等の様式は管財契約課ホームページよりダウンロード出来ます。

第5条(その他)(3)に記載している件について、不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき停止措置を行います。